

野田市告示第190号

自転車等放置禁止区域の指定について

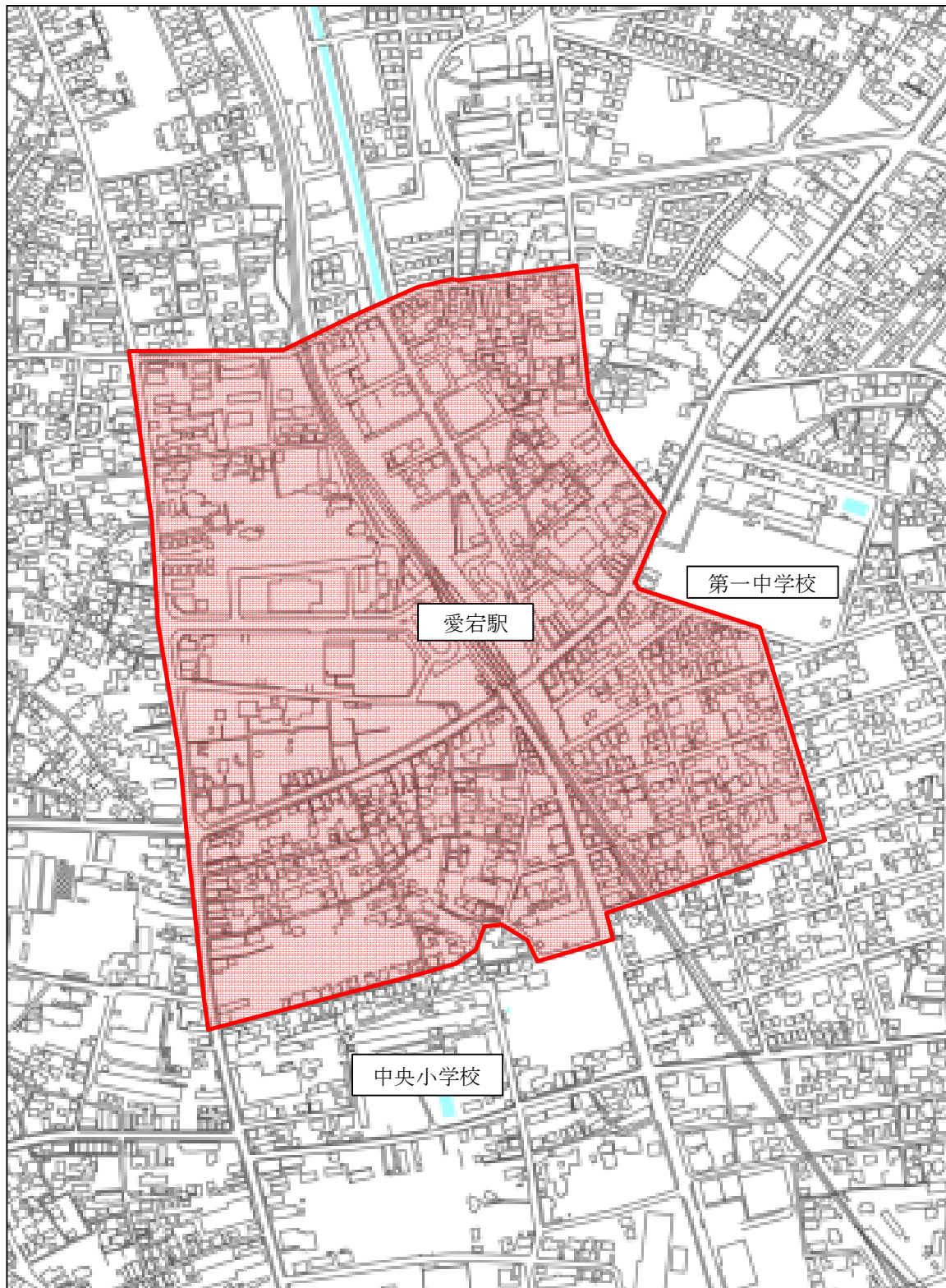
野田市自転車等駐車対策等に関する条例第7条第1項の規定により、本市における自転車等放置禁止区域を下記のとおり指定し、同条第3項及び野田市自転車等駐車対策等に関する条例施行規則第3条の規定により告示する。

令和7年8月19日

野田市長 鈴木 有

- 1 放置禁止区域
愛宕駅周辺 別紙
- 2 指定年月日
令和7年10月1日

愛宕駅周辺自転車等放置禁止区域



梓内の市が管理する道路及び駅前広場等